時事新報

明治十八年十二月廿二日火曜日
舊乙酉十一月十七日（辛亥）
日出午前七時八分　日入午後四時五十分
月出午後五時三十三分　月入午前六時五十四分
滿潮午前五時二十三分　滿潮午後五時四十九分
（西暦一千八百八十五年）

時事新報定價
一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便稅一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ遞送無料ニテ配達致候
東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　關山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　鹿島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ヶ谷　粕壁　杉戸　幸手　久喜　關宿　千葉　登戸
寒川
其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同レク遞送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八五	五錢五厘	五錢二厘
五十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

新聞記者の徳義

新聞紙は社會の日記なり世上百般の事の實を記するものなり其事實に就て是非善惡の判斷を下すものあり或は之を日旦評と稱するも可ならん日旦評ハ公ならざる可らず記者ハ心の私を以て事を記すに理と非に枉ぐ針と棒にし虚を實にし或は其說を橫斜二三にするが如きは孰れも新聞記者の徳義犯にして名教の罪人ありと云はざるを得ず左れど眞正の新聞記者は公智を骨にし明徳を肉にし天晴れ智徳の人ならざる可らずと雖ども一方より考ふれば所謂新聞事業なるもの純然たる商賣上の事なるが故に售るを求めて看客の意に投ずるを勉めざる可らず元來著書なり新聞紙なり世人が之を讀んで名說あり面白し、能くも事實を穿ちたり、先づ我心を獲たりなど頻りに玩味喝采するものは妙理高尚の部分に非ずして平生切れ〲の姿にて其心に隱見し未だ其舌に上らざるものを他の記者が其事に聯絡を附けて生花の筆もて巧に之を審かに綴り之を紙上に載するが故に讀者も其切れ〲に隱見したるものを文采燦爛たる一匹の錦繡として見ることを得、拍案快と稱することあらん然るに新聞記者あるものは自から具眼の人あるが故に政治學問以下世上百般の事に就き喜憂の趣一時として通俗一般の人に立ち勝り記者の心に面白くして禁せざる程の事柄にても世上一般の人に於ては之を見て其煩はしきに困却することあしと云ふ可らず故に新聞事業を以て賣商上の事と爲し讀者の心に投じて其發賣の多きを求めんとすれば時として其記事の品格を下げ學理高尚の部分を省て通俗の人情談と交へ遠國宰相の進退と記すを止めて目前の喧嘩、竊盗、馬車の顚覆、洋犬の奇特等を載せ筆加減を以て雅俗の調合塩梅に注意せざるを得ず即ち自から其記事を卑下するものにして嚴正道徳家の目より觀れば售るを求めて世に媚ぶるの嫌あるとあらんと雖ども新聞事業は純然たる商賣上の事なりとすれば之を目して新聞記者の不徳義と云ふ可らざるが如し

又世に政党新聞紙なるものあり或は急進党或は守舊党の機關なりと云ひ或は其政事家の論紙なりと云ひ其紙上に記する所を見れば萬事萬端自党の爲めに辯護し美として顯はし甚しきは其党の士人の言行は事細かに贊揚し他党の事ハ之を略して知らざるに附し例へば自党の人々が政談演説會を催はせる傍聽人何千にして立錐の地なくヒヤ〲の聲は堂を動かして鳴りも止まず拍手も大層らしく書き並べ他党に同様の事あれば知らざるまねして打過ぐるか左なくば寧ろ其實と減縮するを通例と又反對党の言論と云へば幾何算術の格言と除くの外は一も二もあく攻撃と試み甚だしきは自党の秘密を掩はんが爲め盲を曖昧に托して事實と抹殺するが如きとあり人或は此狀を見て政党の掛引は左るとあるから新聞記者とては既に徳義の犯罪人たるを免れずと云ふものあれども其實は必ずしも然らず元來党派心なるものは愛國心に等しきものあり試に愛國心の働と見よ我々日本人が若し外國人に對すると兎と日本の美事を顯はして成る可く其醜聲を掩ひ兵の強弱、人の智愚、文野貧富一切の事其名聞の實を過ぎて虚に入るまでも之を評判して極めて美ならんとを欲し甚だしきハ天然の風景氣候までも己れ自ら其良否の責任を負ふて百方之と辨護するに非ずや即ち愛國心の働にして事內外の辨に涉れば此働の極めて穎敏あらんと望まざるを得ざ左れば一党派の論者として適度まで其党派心を働かしむるい今の道徳の大典に於て之を譴責するの條を見ざるが如し新聞記者は其記事の性質と矯めて時好に投ずるも妨なあし政党の機關と爲るも亦徳義犯に非ず然らバ則ち新聞の徳義に背ひ名教の罪人たるものは如何なる者ぞ

（以下次號）

官報

○東京府管下伊豆國新島に於て去る十月七日午後八時頃より去月二日比に至る迄地震すると數十回殊に十月二十六日午後十一時比の震動は頗る劇烈にして本島及屬島式根島の海岸數箇所崩壞し式根島の內字熊之江水原はために水路を擁塞せり然れとも家屋の毀損人畜の死傷あし

○大藏省に於て調査せる本年十一月三十日現在諸公債證書各廳所管高と左表の如し

大藏省直管	二一三、七七五	東京府	九六、一〇〇、二五〇
京都府	九、八九三、〇七〇	大坂府	一三、八三五、七九五
神奈川縣	四、七六九、〇三五	兵庫縣	三、七六五、九五〇
長崎縣	一、九七二、六六〇	新潟縣	三、〇三〇、三〇〇
函館縣	二六六、八二〇	埼玉縣	一、二二三、八六〇
群馬縣	一、五四一、三三〇	千葉縣	一、〇七四、八六五
茨城縣	一、一四七、〇二五	栃木縣	八三二、八一五
三重縣	三、三九二、一九〇	愛知縣	五、九五九、八六〇
靜岡縣	二、一四三、八四五	山梨縣	一八二、〇〇五
滋賀縣	三、五四六、七六〇	岐阜縣	一、七二二、一七五
長野縣	一、七九二、九四五	宮城縣	五一八、七一〇
福島縣	七八〇、七三〇	岩手縣	四〇七、三〇〇
青森縣	八一七、〇四〇	山形縣	一、五九八、三六五
秋田縣	八六一、六一〇	福井縣	二、一七五、四八〇
石川縣	二、四四六、一五五	富山縣	一、二〇三、〇七五
島根縣	一、一二六、七八〇	鳥取縣	八二九、〇六〇
岡山縣	一、四九二、四四〇	廣島縣	一、〇八二、一〇〇
山口縣	四、四〇三、七三〇	和歌山縣	一、三九四、七三〇
愛媛縣	二、六二一、五八〇	高知縣	二、四二二、九六五
德島縣	一、七六六、六一〇	福岡縣	二、五三一、〇四五
大分縣	一、〇〇四、六七〇	佐賀縣	一、五八七、七三〇
熊本縣	一、六七〇、五二五	宮崎縣	四三〇、七〇〇
鹿兒島縣	二、七八二、九四〇	沖繩縣	四〇〇、〇八五
札幌縣	六二二、八八五	根室縣	八、〇八五
總計			一九六、四七三、四五五

（以上二件本年十二月廿一日官報）

雜報

○東京商業學校にて校則を改正することは嘗て本紙上に記載せしが愈明十九年一月より改正の規則を施行する筈なりと

○上等客一人　去十九日桑港へ向け横濱を出帆したる米國郵船シチー、オフ、リオデジヤチロ號には横濱よりは上等船客は一人もあく唯香港より一人の上等客ありしのみなるが斯かることは前に例しあき事なりと本年十二月十九日のジヤパンヘラルドに見ゆ

○女學雜誌　京橋區南鍋町二丁目十一番地の積文舍より今度女學雜誌（一冊金四錢）の第一號を發兌せり該誌は欄を論說、雜報、傳記、女學、女紅等の數門に區別し專ら女子智德上有要の事を書綴りたる者あり

○新潟の清人　去る頃より新潟に在留して造酒に從事し居たる清人陳承文等は今度愈よ〲造酒の事と斷念し近々横濱に歸る事に決したるよし又彼等は是迄宿料の滯り餘程多額なりしを以て宿主より日々催促すれども中々拂はざるを以て嚴談に及びたる處彼等も詮方なく警察署へ出頭して事情を述べ横濱に歸りし上は速に返濟致すに付宿料は立替と願ひたしと申出しに同署にては聞屆難き旨達せしに付彼等は悄然として退出せりと云ふ

○外國爲換　はヂリ〲下足とあり昨今は開港以來の安直にて其相場左の如し
倫敦參着　三志三片八七五、同四箇月後三志四片三七五〇巴里參着　四法二十參、同六箇月後四法參〇紐育及び桑港參着　八十一弗、同三十日渡八十二弗

○新發明精製藍澱　竹內萬次郎氏が多年刻苦して發明せし新法の精製藍澱は此程專賣の特許を得たるより更に竹內藍會社といふを起し同氏が社長となり淺草奧山の舊勸工場を本社にし盛大に發賣する都合なりと云ふ

○石綿紙幷索紐　横濱太田町なる福澤英之助、加藤金三郎の兩氏は蒸汽機關に使用すべき石綿厚紙及び索紐（パッキング）等と製造して海外の輸入と防遏せんと擬て右の事業に勉勵あし居しがあの頃見本と製して横須賀造船所及印刷局の試驗と願ひしに殊の外稱贊を博したる由又頃日氏等は熊本縣人城野、酒井の兩氏と共同し同縣下に産する良質の石綿を得て目下パッキングは勿論織物等と製造すべき事に熱心中なれば早晩好結果を得るならんといふ

○逃足　英國人スペンセルと云へるものは兼ねて逃足の聞高ありしが此程百十六時間に六千英里を走りたりと云ふ（本年十二月十九日ジヤパンガゼツト）

○馬車屋の申合　神田橋外の松、靜軒鎌倉町の八王子軒但馬軒其他の馬車屋は先頃互に競爭と始め八王子まで乘客の賃錢一人五十錢を十八錢にまで引下けたりしが其損失の少からざるより此頃漸く和合して申合の上右賃錢一人前二十五錢と定めたるよし

○高田の降雪　去る十五日附の越後高田通信に曰く當地の降雪ハ大抵每年十一月に始まり早き年ハ十月下旬